

●香川県告示第122号

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程等を廃止する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年告示第541号）
- (2) 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和50年告示第824号）
- (3) 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程（平成29年告示第204号）
- (4) 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程（平成29年告示第205号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程により認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）の交付を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に廃止前の香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程により認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）の交付を受けた者については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に廃止前の香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程により認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）の交付を受けた者については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に廃止前の香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程により認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）の交付を受けた者については、なお従前の例による。